

## 車検対応の色度について

- 弊社の車検対応バルブは、JIS規格（日本工業規格）D5500に規定されています「白色」「淡黄色」及び「橙色」の範囲に入るよう設定、生産しております。

## JIS規格色度範囲 XYZ表色系色度図 CIE(国際照明委員会 1931XYZ表色系)

白色

$$0.500 \geq x \geq 0.310$$

$$y \leq 0.150 + 0.640x$$

$$y \geq 0.050 + 0.750x$$

$$0.440 \geq y \geq 0.382$$

淡黄色

$$y \geq 0.580x + 0.138$$

$$y \leq 1.290x - 0.100$$

$$y \geq -x + 0.940$$

$$y \leq -x + 0.922$$

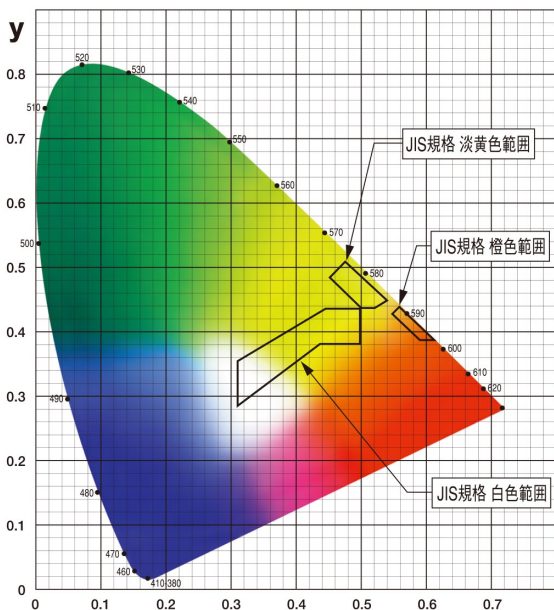
$$y \geq 0.4400$$

橙色

$$y \leq x - 0.120$$

$$y \geq 0.390$$

$$y \geq 0.790 - 0.670x$$



※ 補足 (JIS D 5500)

JIS規格で規定されている「白色」「淡黄色」及び「橙色」は、上記表の数値で規定されます。その数値をグラフに表わしたものが上記表の太線となります。

色度の測定結果が太線範囲内に位置した場合は、白色、淡黄色又は、橙色として認められます。

## LEDライセンスプレートランプ&バルブの車検対応について

- LEDライセンスランプは、下記保安基準に基づき、適合判断をしております。

番号灯

第36条 自動車の後面には、番号灯を備えなければならない。ただし、最高速度20キロメートル毎時未満の軽自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。

2 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯火の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3 番号等は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

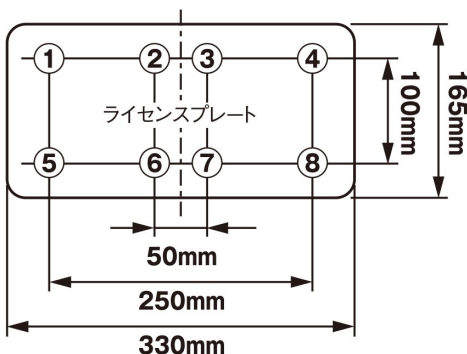
第205条 番号灯の灯火の色、明るさ等に関し、保安基準第36条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- (1) 番号灯は、夜間後方20mの距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。この場合において、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が30lx以上のものであり、その機能が正常である番号灯は、この基準に適合する。
- (2) 番号灯の灯光の色は、白色であること。

以下省略

- ライセンスプレートランプ対応のLED製品は、純正品質により近づける為、保安基準別添63「番号灯の技術基準」における判定基準に準拠するように設計、製造されています。

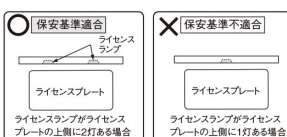
全測定点 8lx以上  
均斉度 20以下  
入射角 8°以上  
均斉度 =  $\frac{2\text{カ所の最高の読みの平均値}}{2\text{カ所の最低の読みの平均値}}$



(T10バルブ交換について)

ライセンスプレートランプには、最適な拡散性と明るさを満足するLapiz/85lm(ルーメン)/55lm(ルーメン)/45lm(ルーメン)/30lm(ルーメン)シリーズのみ車検対応です。

右記の様に、ライセンスプレートの上側から、2つのランプで照射している車両のみ車検対応です。(1つのランプで照射している場合および下や横から照射している車両は車検不適合となります。)



車検対応製品の色光、配光等は、車検審査の性能要件を満たしておりますが、車検場によっては検査機器の備えがなく、検査官の目視による判断に委ねられており、必ずしも車検に通らない場合があります。その場合には、元のバルブに交換してください。